

令和4年度公立大学法人公立鳥取環境大学年度計画

公立鳥取環境大学は、『人と社会と自然との共生』を実現していくため、大学の質の一層の向上に努めながら、豊かな人間性にあふれ、環境問題や経営についての幅広い知識、高いコミュニケーション能力を備えるとともに、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成します。

また、持続的な社会の発展を目指し、地域の自然環境や人と人との繋がりを大切にするローカルな視点を持ちながら、自然環境の保全と人類の持続可能な経済発展の両面にわたりグローバルに活躍できるバランス感覚に優れ、地域を担う人材を育成します。

さらに、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals（以下「SDGs」という。）における包括的な17の目標の実現に寄与すべく、目標を達成するための知識とスキルを有する人材の育成及び課題の解決策を提供する研究活動を推進するほか、キャンパスの「カーボンニュートラル」に向けた取り組みを推進します。

本学が地域に貢献する大学として一層の飛躍を果たすため、令和3年度に導入した副専攻プログラムや新カリキュラムによる教育内容の質的向上に引き続き取り組むとともに、学修環境の充実や利便性の向上を通じて学生の満足度を高めることを目指します。

新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえて、引き続き、学生及び教職員の安全を最優先に予防・まん延防止に取り組むとともに、教育・研究・地域貢献などを進めるにあたりウィズコロナを意識し、状況に応じた適切な対応を行います。

I 大学の教育等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の目的に関する目標を達成するための措置

- 本学の教育目標の達成に向けて、公立鳥取環境大学版リベラルアーツを推進していきます。環境マインドに基づく自然科学（数学を含む）、社会科学（経済、経営、歴史等）、人文科学（文学、哲学）、外国語等、深い教養の下地となる基礎教育をリベラルアーツの基礎とし、これを深化させる教育を進めていきます。（No. 1）

【人間形成教育の目的】

- 教育課程の中に配置した人間形成教育科目群（総合教育科目、環境基礎科目、外国語科目、情報処理科目、キャリアデザイン科目及び総合演習科目）の新カリキュラム科目を含め開講し、幅広い知識と基礎学力、問題発見から解決策を導き出す能力や自ら行動する力など社会で必要な基礎力を身に付けた人材の育成に取り組みます。（No. 2）

【環境学部の目的】

- 環境学部の全ての教員が一体となって、「持続可能な地域社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」を目指し、総合的に環境問題に取り組むことを通して、環境問題の全体像の理解と同時に、専門的な知識と思考力・行動力および汎用的問題解決能力を身に付けた人材の育成に取り組みます。（No. 3）

【経営学部の目的】

- 経営学部の全ての教員が一体となって、「環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に企画・実行できる幅広い知見と実践力を持つ人材の育成に取り組みます。（No. 4）

【大学院環境経営研究科の目的】

- 大学院環境経営研究科の全ての教員が一体となって、環境、経営に関する学士課程段階での知識をもとに、より高度な専門性を有した知識、思考力、実践力の獲得が可能になる教育・研究環境を提供します。本研究科を構成する「環境学専攻」と「経営学専攻」は、それぞれの専攻に独自の学びに加え、他専攻の研究内容にも深く触れ、両分野の視点を持ちながら「人と社会と自然との共生」、「持続可能な社会」の構築に向けた、実現可能な提案や、その提案に基づいた研究や実践的活動ができる人材の育成に取り組みます。(No. 5)

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①教育方針

ア 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育の実施

- 各学部及び研究科が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に合致する到達目標及び成績評価方法を設定し教育を行います。(No. 6)
- 教育内容・指導方法については、ディプロマ・ポリシーに照らし随時点検を行い、必要な場合は改善を行います。(No. 7)
- 授業の成績評価方法は、シラバス（授業計画）に明示し、成績を厳正・公正に評価します。(No. 8)
- 個人情報 の適正な管理に配慮の上、保護者に対しても成績を通知します。(No. 9)
- 欠席状況や成績状況を基に学修意欲が不足していると判断される学生には、教職員、保護者が連携して、履修指導、生活指導を行います。(No. 10)
- 「成績評価及びシラバス作成等に係るガイドライン」を踏まえて成績評価の適正化に取り組みます。(No. 11)
- 内部質保証システムを機能させ、学生の成績情報や授業評価アンケートの結果等を検証し、FD等を通じて、授業の内容や方法等の改善や質向上に努めます。(No. 12)

イ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の明確化

- カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を編成し、学生の専門知識の修得とともに幅広い教養を身に付け、社会に対応できる能力の養成を図ります。(No. 13)
- 教育課程については、PDCAサイクルを機能させ、学生の状況や授業アンケートあるいは社会的要請を踏まえて随時点検を行い、必要な場合はその改訂を行います。(No. 14)
- 学部毎に定めたカリキュラム・ポリシーに基づいて編成した授業科目について、各学部の専門科目を他学部の人間形成教育科目として数科目（公立鳥取環境大学

版リベラルアーツ科目として)を開講し、さらに充実した教育を展開します。
(No. 15)

- 幅広い基礎学力を土台に更なる知識を探究する学生のために令和3年度に導入した5つの副専攻プログラム(①環境学、②経営学、③A I・数理・データサイエンス、④英語実践、⑤地域実践(麒麟))の実施体制を整備・強化し、適切に運用します。(No. 16)
- 単位互換制度について、鳥取県4大学間単位互換協定をはじめとする大学間連携事業を通じて、他大学との単位互換を推進します。(No. 17)
- 2019年度に開始した新教職課程に基づき、教職を目指す学生に適切な教育を行います。(No. 18)

ウ 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づいた入学者選抜

- アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては、一般選抜と特別選抜(総合型選抜、学校推薦型選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)を実施します。また、私費外国人留学生入試、社会人特別入試も実施します。(No. 19)
- 令和4年度入試の実績を踏まえ、選抜方式及び募集人員の変更による影響を検証しつつ共通テストの枠組みが大幅に変更となる令和7年度入試に向けた選抜方法の検討を行います。(No. 20)

②教育内容

ア 学部教育

- 環境学と経営学の基礎を幅広く理解し、問題解決能力を涵養する「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」の理念を実現するため、指定された他学部の科目を人間形成教育科目として配置する教育課程を実施します。(No. 21)
- 英語教育については、コミュニケーションに重点を置いた「Intensive English 1～8」により、実践的な英語力を養成するとともに、学修意欲や能力等を踏まえたクラス編成を検討します。(No. 22)
- 英語の授業以外にもTOEIC等の資格取得について、団体特別受験制度(IP)を利用するなどして学生の受験を促し、「CEFRにおけるB1レベル以上の者を中期計画期間内に年間30人以上」の達成に向けて取り組みます。(No. 23)
- 英語の語学能力を客観的に評価するため、前年度から引き続き、GTECを利用した検定を実施し、語学教育の効果測定を行います。(No. 24)

イ 大学院教育

- 「環境学専攻」、「経営学専攻」及び両専攻分野を横断した融合的科目である「環境経営科目群」を設置し、より専門性の高い知識、思考力、実践力の獲得を目指すとともに、実現可能な提案や、その提案に基づいた実践的行動ができる高度専

門職業人の育成に取り組みます。(No. 25)

ウ 入学前教育

- 総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者に対して、入学までのモチベーションの維持・向上と、入学後の学習が円滑に進めることができるよう、入学までの期間に取り組むべき課題を課す入学前教育を実施します。実施内容は、アドミッションセンターを中心に検討します。(No. 26)

エ リメディアル教育（基礎学力を補うために行われる教育）

- リメディアル教育の在り方及び実施内容は、入学前教育との整合を図りつつ検討し、基礎学力が不足している学生に対して、適正な内容を提供します。(No. 27)

(2) 教員評価制度・任用制の適切な実施のための措置

①教員の適正な配置等

- 文部科学省に提出した計画に基づく教員配置に加え、副専攻を含む新カリキュラムを円滑に実施するための実施体制を強化するなど、適切な教員配置を行います。(No. 28)

②教員評価制度

- 教員は年度当初に教育・研究・社会貢献等の分野ごとに目標を定め、その目標に向かって努力していく教員評価制度を実施します。また、任期満了を迎える教員については、適正な審査の上、任期の更新を行います。(No. 29)

(3) 教育の質の改善及び向上に関する目標を達成するための措置

①教育内容の質の点検

- 授業評価アンケートを実施し、教育の質の点検を行います。(No. 30)

②授業改善の取組

- 授業評価アンケートの実施により教育の質の点検・評価を行い、教育方法の更なる改善に努めます。また、授業評価アンケート結果は学外ホームページに公開します。(No. 31)

- FDを実施する他、他大学、機関が実施する研修会への参加やワークショップ等を通じて教員の教育能力の向上を図り、大学全体として教育の改善や質向上に取り組んでいきます。(No. 32)

- 対面授業と遠隔授業の組み合わせにより、教育効果を高める授業を行います。(No. 33)

③地域の企業や関係団体との連携

- 「キャリアデザインB」「鳥取グリーンベンチャー」等の科目において、地域の企業、各種団体、地元の方々を講師として招きます。(No. 34)

④実践的な教育の展開

- 1・2年次開講科目である「プロジェクト研究1～4」で、地域における具体的な課題などをテーマとしたPBL（Project Based Learning）に、フィールドワークの要素も加え演習を行います。また、「環境学フィールド演習」を開講し環境についての幅広い専門知識の全体像を、体験を通じて理解したうえで、各学部の専門を踏まえ「環境学ゼミ・演習1、環境学ゼミ・演習2（環境学部）」「専門演習1、専門演習2（経営学部）」を行います。（No. 35）
- 企業や各種団体等の協力のもと、主に夏季休業中や春季休業中に実施される長期のインターンシップ及び鳥取県インターンシップ推進協議会が行う、とっとりインターンシップ（地域協働型インターンシップ）も正規科目として単位認定の対象とし、社会で働くことの意義や実際の企業等の活動内容を理解・修得させます。（No. 36）

（4）教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

①ICT環境等の充実

- 学生が学修に打ち込むことができ、教育成果・研究成果が挙げられるよう本学情報ネットワークシステム及びサービシステムの点検・充実を図るとともに、学生の利便性向上に寄与する学外サービスの利活用を進めます。また、講義資料の配付やレポート提出をパソコンから行える授業支援システムを用い、教育活動の支援・効率化を進めます。（No. 37）

②研究用図書等の充実

- 本学の教育・学修及び研究用図書資料の充実を図るため、教員選書による専門書及びその周辺分野の資料の収集を強化するとともに、ライブラリーサポーターによる「ブックハンティング（選書）」を実施し、学生視点での資料の収集を積極的に行います。「情報メディアセンターだより」の発行や図書館ガイダンス、ライブラリーサポーターによる本の紹介等により、学生が主体的に図書館資料に触れる機会を提供します。また、電子ジャーナルやデータベースの活用方法についての講座を実施する等、レファレンス機能の充実に努めます。（No. 38）

③教育研究環境の充実

- 鳥取駅前にある「まちなかキャンパス」と岩美町の「岩美むらなかキャンパス」を活用して、鳥取県内をフィールドとして、より一層の教育、研究に取り組みます。「まちなかキャンパス」では、鳥取をフィールドにした実践的な学びの他、SDGs、地域貢献、大学と地域との交流等の状況を一元的に公開することで、ステークホルダーに本学に対する理解をより深めていただき、地域との交流を連続的に創生させる地域交流の拠点となるよう環境整備に取り組みます。（No. 39）
- 学生の主体的な学修活動及び学生同士の交流、相互啓発を促進する拠点として整備したチューデント・コモنزの利用を促進します。（No. 40）

（5）就職支援に関する目標を達成するための措置

①キャリア教育方針の明確化と学生への就職活動支援

- 体系的なキャリア教育の実施ときめ細かな指導により、学生が描く目標の実現を支援

します。(No. 41)

[キャリア教育]

- ・「キャリアデザインA・B」を必修科目として開講し、大学生として必要な学修技術の修得及び社会人基礎力を養います。また、県内外からゲストスピーカーを招き、様々な職業に触れることにより、低学年時から学生のキャリア意識の向上を図ります。
- ・企業や各種団体等の協力のもと、主に夏季休業中や春季休業中に実施される長期のインターンシップ及び鳥取県インターンシップ推進協議会が行う、「とっとりインターンシップ（地域協働型インターンシップ）」を正規科目として単位認定の対象とし、社会で働くことの意義や実際の企業等の活動内容を理解・修得させます。

[就職支援体制]

- ・「就職支援センター」で3年生全員と面談する等により学生の状況把握や的確なフォローを行い、学生に寄り添い卒業まで一貫した就職活動支援を行います。
- ・企業の採用コンサルタント経験を持つ講師による個人就職指導及び専門のキャリアカウンセラーによるカウンセリングを継続して実施します。また、企業開拓員を配置して、積極的に企業開拓及び関係性維持するための企業訪問を行うと共に、企業訪問を通して求人情報等を収集し、学生に情報提供します。
- ・1、2年生対象の進路ガイダンス、3年生対象の就職ガイダンスを開催し、キャリア意識向上と就職活動スキルを高めます。また、進路に高い意識を持つ学生を対象に、より高度な就職活動スキルを習得する就活塾を開催します。
- ・学内就職面接会（鳥取労働局（ハローワーク鳥取）との共催、合同企業説明会（ふるさと鳥取県定住機構と連携）、OB・OG就職相談会（同窓会と連携）等を実施し、卒業予定者の就職活動を支援します。また、企業に対し学内個別企業説明会の開催を依頼し、学生の企業理解、業界理解を深める機会を増やします。
- ・COC+後継事業である「地域創生人材の育成・定着推進事業」、鳥取県インターンシップ推進協議会との連携の枠組みを活用し、地元への就職が進むようインターンシップの方法等について、設置者、産業界と協働して検討していきます。
- ・学生の企業訪問や採用試験受験及びインターンシップに要する交通費等の一部助成等、経済的な支援を行います。

- 卒業生の就職内定率は100%を目指し、就職状況調査大学平均以上を達成します。(No. 42)

- 4年生を対象に実施したアンケート（令和4年1月）や意見交換により、新型コロナウイルス感染症拡大で変わった学生の行動変化、学生ニーズを把握し、行政、産業界、大学それぞれの課題を整理します。大学としての対策を学内に設置した「県内就職率向上促進会議」において検討し、計画的に実施することで、学生の県内就職への意識を高めていきます。

県内企業や行政機関等と協働して取り組み、中期計画期間内に卒業生の県内就職率30%以上の達成を目指します。(No. 43)

②就職に役立つ資格取得の支援

- 簿記、ファイナンシャルプランナー資格取得や公務員試験対策について、外部専門学校等と提携して講座を開設し、より多くの学生が資格取得及び公務員試験に合格できるよう受講生のフォロー体制を強化します。合格者には、検定料の一部を補助しま

す。(No. 44)

- 学生の英語能力増進を支援するため、TOEIC 公開試験及び団体特別受験制度（I P）等の受験を促すほか、CEFR における B1 レベルを獲得した学生を表彰します。(No. 45)
- 資格取得学生数は、本年度のべ 100 人以上の達成に向けて取組みます。(No. 46)

(6) 学生支援に関する目標を達成するための措置

①学修等支援

- 指導教員（チューター）が適時個々の学生の履修相談他に応じ、学修活動等を支援します。また、学生フォロー制度で欠席の多い学生を早期に把握し、指導教員（チューター）が当該学生のフォローを行います。その他、学生の修学上の様々な疑問や不安を解消するために、新入生等をサポートする学生をスチューデント・ピアサポーターとして任命し、学生同士による学生支援活動を行います。(No. 47)
- 「学生団体強化支援の認定及び強化支援に関する要綱」に基づき、本学独自の強化部育成施策など、クラブ活動に対する支援を行います。(No. 48)
- 学業成績が優秀な学生や、課外活動等で顕著な成果を上げた学生、各種資格・検定に合格した学生を表彰し、学修意欲の向上や課外活動の充実につなげます。(No. 49)
- 学生生活実態アンケート、学友会との意見交換会や、学生・職員提案制度などから、学生・教職員等の意見・要望・提案を集め、環境整備やアメニティの向上に活かします。(No. 50)
- 休講情報、その他、気象や防犯等、緊急を要する情報を学内 WEB、学外 WEB、掲示板、デジタルサイネージ、スマートフォンアプリ等を活用し学生へ迅速かつ効果的に伝達します。(No. 51)
- 路線バスとスクールバスを連携させた学生生活・学外学修交通システムを継続し、新型コロナウイルス感染防止の対応としてバスを増便するなど、より利便性の高い学生の通学手段となるように内容の改善に努めます。また、路線バスを利用することで、学生と地域の連携や公共交通機関の活性化に公立大学として寄与します。(No. 52)

②学生一人ひとりの活動記録（ポートフォリオ）の作成

- 学生の活動記録（ポートフォリオ）を継続して実施し、学生支援への活用および適正な指導を行います。(No. 53)

③多様な学生の支援

- 外国人留学生の受け入れを行うため、教育環境の整備や奨学制度の実施、相談窓口の設置など、安心して大学生活を送ることができるよう外国人留学生を支援します。(No. 54)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消

法」)を遵守し、教職員対応要領に従った対応を行います。また、障がいのある学生も他の学生と同様に学修活動を行うことができるよう、施設のユニバーサルデザイン化や個々の障がい特性に応じた学修環境を整備します。なお、学生から障がいに係る合理的配慮の提供に関する申請があった場合には、「学生支援センター」において検討・対応を行います。(No. 55)

④経済的な支援

- 「高等教育の修学支援新制度」及び本学独自の入学料免除、授業料減免制度等に基づいて、経済的に困窮する学生を支援します。(No. 56)
- 令和4年度入学の鳥取県内出身学生について、新型コロナウイルスの経済への影響を踏まえ、令和3年度に実施した「鳥取県内出身学生緊急支援金」を継続して実施します。また、令和元～2年度入学生については、「鳥取県内出身学生生活支援制度」を継続実施し、本県出身学生の生活に係る費用の一部を支援します。(No. 57)
- 学生の経済的支援の一助として、学内で発生する教育研究補助等の作業に学生をアルバイトとして活用します。(No. 58)

⑤健康等の支援

- 看護師・臨床心理士が常駐し、新型コロナウイルス対策を含め、学生、教職員の健康相談に的確に対応ほか、心の悩みを個別にカウンセリングし、医療機関への引き継ぎを行うなどメンタルヘルス対策を充実していきます。また、医療機関との連携により、健康相談、メンタルヘルス相談を月1回実施します。(No. 59)
- 副学長(学生生活・就職担当)の下、教職員及び保護者が連携しながら学生支援を行うことにより、年度当初の在学生のうち当該年度内に退学した学生の割合を国公立大学の平均退学(除籍を含む)率以下の達成に向けて取組みます。(No. 60)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- サステナビリティ研究所では、持続可能な社会形成及び地域活性化に資する研究を推進するとともに、本学のSDGsに関する活動を推進する組織として、研究成果発表のためのシンポジウム、講演会、教員及び学生のSDGs活動の支援を通じて地域社会に成果の還元を図ります。(No. 61)
- 地域イノベーション研究センターでは、地域をフィールドとした調査・研究を推進し、地域との連携を深めます。(No. 62)
- 研究発表会、シンポジウム、懇談会等で産・官との交流を深め、受託研究や共同研究の充実につなげます。(No. 63)

(2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

- 学内研究費助成制度(特別研究費助成及び学長裁量特別経費助成)による研究支援や、各種研究費の募集情報の迅速な提供などにより、若手研究者の育成及び研究の活

発化を図ります。(No. 64)

- 教員評価制度において、研究実績を評価し、全教員が研究に取り組み、研究活動の活性化につなげる意識を高めます。(No. 65)
- 競争的外部資金の獲得支援として、引き続き特別研究費助成（外部資金獲得枠）、学長裁量経費特別助成（外部資金獲得支援2種類）を設け、科学研究費における近県（中国5県）同規模（教員数）公立大学の平均新規申請件数以上、近県公立大学の平均採択率以上の達成に向けて取り組みます。(No. 66)

3 社会貢献・地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

①地域社会との連携

- 地域と大学を結ぶ窓口である地域イノベーション研究センターは、引き続き、地域の豊かな生活実現に貢献するため、「とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム」構成員との連携・協働を深めつつ、地域の現状と課題を把握し、理解を深めるための教育研究活動に取り組みます。(No. 67)
- 地域志向科目群の充実や実際に地域に出かけ実践的な問題発見・解決力を養う少数人数PBLである「プロジェクト研究」を行い、その中で特に鳥取県東部地域等をフィールドとするものを「麒麟プロジェクト研究」として実施し、学修効果を高めます。(No. 68)
- 一定の要件の地域志向科目を修了し、かつ地域活動への貢献意欲を有すると認められる学生に対し、「TUES 麒麟マイスター」の資格認定を行い、学生の地域連携活動を促進します。
加えて、「TUES 麒麟マイスター」の資格認定を条件に、「麒麟特別研究費助成」を行い、学生の学術的かつ地域ニーズに応じた卒論研究を支援するとともに地域研究の活性化を図ります。(No. 69)

②「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」の取組

- 令和元年度をもって補助事業が終了した後も、引き続き幹事校である鳥取大学、参加校である鳥取短期大学、鳥取看護大学および米子工業高等専門学校と連携して、COC+事業を推進するとともに、鳥取県の補助を受けて「地域創生人材育成・定着推進事業」を実施します。それらの事業推進により、地域に愛着を持つ地域指向の人材育成を行うとともに、卒業生の県内就職や地域定着の増加の達成に向けて取り組みます。(No. 70)

③地域連携の拠点

- 地域と大学を結ぶ窓口である地域イノベーション研究センターは、引き続き、地域の豊かな生活実現に貢献するため、「とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム」構成員との連携・協働を深めつつ、地域の現状と課題を把握し、理解を深めるための教育研究活動に取り組みます。(再掲 No. 67)
- 鳥取駅前にある「まちなかキャンパス」と岩美町の「岩美むらなかキャンパス」を

活用して、鳥取県内をフィールドとして、より一層の教育、研究に取り組みます。「まちなかキャンパス」では、鳥取をフィールドにした実践的な学びの他、SDGs、地域貢献、大学と地域との交流等の状況を一元的に公開することで、ステークホルダーに本学に対する理解をより深めていただき、地域との交流を連続的に創生させる地域交流の拠点となるよう環境整備に取り組みます。(再掲 No. 39)

④地域社会に対する大学教育・成果の還元

- 受講者が受講しやすい時間帯・場所等、ニーズを的確に把握し様々な対象層に向けて公開講座を行うとともに、時間帯・場所に制約されない動画コンテンツによる受講機会も設け、受講者数 1,100 人以上を目指します。

また、鳥取県西部や中部地区等、複数の会場で公開講座等を開催するほか、教職課程を履修する学生及び指導教員による中・高校生向け学習支援事業「環大スタディ」を実施し地域への貢献を図ります。(No. 71)

- 科目等履修生(単位有)・聴講生(単位無)制度にて一般の方にも本学授業を受ける仕組みを提供します。(No. 72)

⑤地域との連携

- 地域連携に関する相談窓口である地域イノベーション研究センターとまちなかキャンパスを中心に、広く地域から要望や意見を受け付けます。また、「産官学連携コーディネーター」及び「地域連携コーディネーター」を通じた地域との連携により、本学の知の財産を積極的に地域社会に還元するよう取り組みます。(No. 73)

- 図書館については、公立大学協会中国四国地区図書館協議会、鳥取県大学図書館等協議会及び鳥取地区図書館実務者連絡会と連携し、情報共有を図りながら利用者ニーズの把握に努め、相互の利用促進に資する取組を進めるとともに、地域住民への一般開放を行います。(No. 74)

- 西部サテライトキャンパスでは、高校や企業・団体等との連携窓口としての機能を果たしながら、県西部地区における地域交流事業を実施します。また、県民を対象とした公開講座や講演会も実施します。(No. 75)

- 地域活性化・地域貢献に関する研究 35 テーマ以上、成果の発表 30 回以上の達成に向けて取り組みます。(No. 76)

- 新型コロナウイルス感染症の状況等から「まちなか英語村」の今後の在り方を検討するとともに、「出張英語村」についても要請のある高校等を中心に開催するなど、学外で開催する「英語村」について安全性や有効性を踏まえた見直しを行います。(No. 77)

⑥地域の学校との連携

- 鳥取県教育委員会との協定に基づき、県下の小中学校、高校への教員の派遣や、教育支援に取り組みます。(No. 78)

- 高校生への出前授業及び大学内での模擬授業の積極的な活用を高校に働きかけま

す。(No. 79)

- 本学の特徴的な教育・研究資源を活用した SDGs オンライン講座を開講し、これを活用して従来の出前授業とは異なる新たな方式での高等学校・高校生との連携を推進します。(No. 80)
- SDGs オンライン講座を活用した地域の学校等との新たな連携や小中学校、高校への出前授業等の合計回数 28 回以上、小中学校、高校の公式行事として、英語村等施設の利用回数 25 回以上の達成に向けて取組みます。(No. 81)

⑦TUES サポーター

- 本学に深く関わりのある人物、団体を TUES サポーターとし、意見交換会等を実施し、いただいた意見や提案を大学運営に反映します。(No. 82)

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

①海外大学との交流推進と環境整備

- 引き続き協定校との間で相互留学及び交流事業を継続実施するとともに、新たな協定校の開拓を進めます。(No. 83)
- 学長裁量特別助成により、教員への旅費を支援し、海外大学等との研究交流を促進し、共同研究の実施に取り組めます。(No. 84)
- 海外大学との学生交流・文化交流については、学生の安全に配慮し、新型コロナウイルスの感染リスクが収束するまでは事業の中止または延期措置をとることとします。渡航の安全確保が担保できる見通しがつき次第に実施に向けて調整を図ります。(No. 85)

②海外留学の促進

- 英語村では、外国人スタッフと会話しながら英語を理解する力や伝える力をより高めるとともに、異文化体験、学生への情報発信及びカウンセリング等を通じ、海外留学に対する意欲を醸成します。(No. 86)
- 留学を促進するため、留学先での取得単位を本学の単位として認定する制度を検討します。また、海外語学実習科目については、今後の実施方法、実施校等について検討します。(No. 87)
- 海外大学への短期留学派遣については、学生の安全に配慮し、新型コロナウイルスの感染リスクが収束するまでの間は派遣を中止します。渡航の安全が見通せる状況となれば、年度内に研修プログラムが提供できるよう提携校等と調整を進めます。なお、派遣中止の代替案として、他国の受講生や講師とオンラインで相互交流しながら集中的に語学を学ぶ「オンライン海外語学研修」(英語・4週間程度)を企画し、留学希望者の英語力向上や留学に対する動機付けに努めます。(No. 88)

③国際交流窓口機能の充実

- 鳥取県留学生交流推進会議等での関係団体との意見交換等を通じ、外国人留学生の受入れや留学生の派遣、留学支援に関する情報の収集、検討を行います。(No. 89)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営体制に関する目標を達成するための措置

- 幹部会議等を適切に運営し、学内での情報共有と意思決定の迅速化を図ります。また、経営審議会、教育研究審議会の学外委員の意見を大学運営に反映します。(No. 90)
- 教職員一人ひとりが大学運営に対する意識を高めることにより、オープンキャンパス等全学的行事への教職員参加率80%以上の達成に向けて取り組みます。(No. 91)
- 危機対策本部会議を中心として、新型コロナウイルス感染症対策を検討し適切なリスク管理を行うとともに、学生の安全確保と円滑な学事運営に取り組みます。(No. 92)

2 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するための措置

- 本学の様々な活動について積極的にマスメディアに情報提供するとともに、広報誌等を活用して活動内容をアピールします。またホームページのコンテンツの充実を図ります。(No. 93)
- 県内高等学校長との意見交換会、進路指導担当教員説明会を開催し、本学の教育に対する期待や要望を聞き取ります。(No. 94)
- 在学生の保護者に対し、学報や成績表等を送付し、本学や学生の現状を報告するとともに、必要に応じて保護者と教職員が面談を行うなど、きめ細かく学生を支援します。また、本学の教育並びに学生の修学状況及びそれに対する大学の支援状況等について保護者に理解を深めてもらい、より手厚い修学支援が保護者からもなされるよう保護者会を開催します。(No. 95)
- 公立鳥取環境大学を支援する会等を通じて、経済界等と意見交換を実施します。(No. 96)

3 事務局の組織・人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置

(1) 多彩で有能な事務職員養成

- 職員の能力及び資質の向上を図り、その知識を学内に活かせるよう、OJT・OFF-JTによる計画的なSD(スタッフ・ディベロップメント)を実施します。(No. 97)
- 公立大学協会主催の研修、鳥取県職員人材開発センター主催の研修等に参加し、事務職員としての能力開発を行います。また、外部のノウハウを活用し、人材育成について、体系的なプログラムを実施します。(No. 98)
- 公設民営大学から公立大学化した大学で構成する公立大学法人等運営事務研究会に参加することにより、他大学の優れた業務遂行方法や仕組み等を吸収するとともに、他大学職員との交流も同時に深めます。(No. 99)
- 事務職員の自己啓発活動を支援します。(No. 100)

(2) 事務職員人事評価制度の運用

- 人事評価結果を昇任や配置等に反映させるとともに人材育成に取り組みます。
(No. 101)
- 適材適所の人材配置を図ります。(No. 102)

4 大学の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 予算を編成するにあたっては、限られた財源を有効活用することを念頭に、重点的に取り組むべき事項を定め、大学運営の優先順位に基づき配分します。(No. 103)
- 経営・教学の主要な役職員をメンバーとした幹部会議等により、経営上の課題等を共有し、教職員が一丸となった大学運営を行います。(No. 104)
- 教員人事評価制度、職員人事評価制度及びFD・SD研修等により、質の高い教職員を養成します。(No. 105)

Ⅲ 安定的な経営確保・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

- 法人及び大学の運営全般や重要事項について幹部会議等で協議、情報共有し、適切に大学の経営・運営を行います。(No. 106)
- 入学定員の充足と志願者の安定確保により収入額7億円以上を達成し、経常的支出に占める人件費の割合は中四国公立大学平均以内の達成に向けて取組みます。(No. 107)
- 自己財源比率については、中四国公立大学平均以上の達成に向けて取組みます。(No. 108)

2 志願者確保に関する目標を達成するための措置

(1) 志願者確保を達成するための具体的方策

- 入試の志願者データ及び高校訪問結果に基づき、訪問地域、高校等の検証を行い、重点化などの対策を検討しながら、高校・予備校への訪問、進学相談会を開催します。
(No. 109)
- 教員による出前授業、在学生による母校訪問等において、本学教育の特色をアピールします。(No. 110)
- 志願者等との接点を多様化し、オープンキャンパスやオンライン相談会、進学相談会等を含め、参加者の合計1,000人以上を目指します。(No. 111)
- 国公立大学平均以上の志願倍率を確保するとともに入学定員充足率100%に向けた取組みを継続します。(No. 112)
- 鳥取県教育委員会と連携した県内高校への働きかけと、定期的な高校訪問や教員説明会、校長との意見交換会等を実施し県内入学率23%以上の達成に向けて取組みます。

(No. 113)

- アドミッションセンターを中心として、各種データの分析を行い、志願者確保に向けた取組を強化します。(No. 114)

(2) 志願者動向の継続的な把握と大学の魅力づくりの方策

- 進学相談会、オープンキャンパス等の直接受験生やその保護者と接触する機会や、新入生アンケート及び新入生保護者アンケートにより、大学選びの基準や教育内容に対する期待や意見等を集め、学生募集活動や教育内容等の充実を図ります。(No. 115)

(3) 入試のあり方等の検討

- アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては、一般選抜と特別選抜（総合型選抜、学校推薦型選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）を実施します。また、私費外国人留学生入試、社会人特別入試も実施します。(再掲 No. 19)
- 令和4年度入試の実績を踏まえ、選抜方式及び募集人員の変更による影響を検証しつつ共通テストの枠組みが大幅に変更となる令和7年度入試に向けた選抜方法の検討を行います。(再掲 No. 20)
- アドミッションセンターを中心として、各種データの分析を行い、志願者確保に向けた取組を強化します。(再掲 No. 114)

3 自己財源の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 授業料等の設定

- 授業料等学生納付金は、他の公立大学の状況等を踏まえ設定します。なお、県内入学生については、入学金の減額を行います。(No. 116)

(2) 競争的外部資金の獲得

- 学内研究費助成制度（特別研究費助成及び学長裁量特別経費助成）による研究支援や、各種研究費の募集情報の迅速な提供などにより、若手研究者の育成及び研究の活発化を図ります。(再掲 No. 64)
- 競争的外部資金の獲得支援として、引き続き特別研究費助成（外部資金獲得枠）、学長裁量経費特別助成（外部資金獲得支援2種類）を設け、科学研究費における近県（中国5県）同規模（教員数）公立大学の平均新規申請件数以上、近県公立大学の平均採択率以上の達成に向けて取組みます。(再掲 No. 66)

4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 令和4年度に新たに構築する「自己適合宣言」の環境マネジメントシステムにより、本学の環境方針及び中期目標と整合した実行目標の達成に向けて取り組みます。(No. 117)
- 常にコスト意識をもった予算管理を徹底するとともに、複数年契約など契約内容の見直しや、契約における競争的環境を確保するなど、経費削減に努めます。(No. 118)

- 定員管理において、本学の中期目標を達成するために必要な非常勤教員を含めた教員の配置を行います。事務職員数は効率的な業務運営を前提とし、嘱託職員も含めた適切な職員の配置を行います。(No. 119)

5 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な施設整備とその活用

- 施設の長期利用を目指し、施設保全計画に基づき、計画的に修繕等を実施します。(No. 120)

(2) 施設の積極的地域開放

- 地域に開かれた大学として、大学の教育・研究等に支障のない範囲において、施設の開放や貸出を行います。(No. 121)

IV 点検・評価・情報公開に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 チェック体制・設置者による評価に関する目標を達成するための措置

- 大学運営全般について、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会による評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用します。(No. 122)

2 自己点検に関する目標を達成するための措置

- 令和2年度に受審した機関別認証評価（第三者評価）結果を踏まえながら、公立鳥取環境大学内部質保証に関する基本方針に基づき、自己点検・評価結果の適切性の評価及びその有効性を検証し、改善の必要がある事項については、速やかに改善を図り、内部質保証を推進します。(No. 123)

3 中間評価に関する目標達成のための措置

- 令和4年度に実施される設置者による中間評価で明らかになった課題、問題点に取り組みます。(No. 124)

4 情報公開と広報活動に関する目標を達成するための措置

(1) 実効的な広報戦略の展開

- 全国高校生の志願動向を把握し、資料請求者情報や志願者情報の調査分析により、学生に直接働きかけるもの、高校教員や保護者に対するものなど様々な媒体を活用して最も効果的な広報手段を検討し、戦略的な広報を展開します。(No. 125)

- 教員・学生の活動情報を積極的に提供し、マスメディアに50件以上の掲載を目指すことで、本学の評価につなげていきます。(No. 126)

(2) 積極的な情報提供

- ホームページ等を活用して学校教育法、地方独立行政法人法等に基づいた教育活動や業務運営に関する各種情報を公開します。(No. 127)

V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 コンプライアンス（法令遵守）に関する目標を達成するための措置

- コンプライアンスの推進に関する基本方針や職員倫理規程の周知を図るとともに、教職員、学生等にコンプライアンスに関わる啓発、研修等を実施します。(No. 128)
- 公的研究費の管理・監査についてガイドラインを遵守し、コンプライアンス教育の充実や内部監査等を行います。(No. 129)
- 公益通報・相談窓口等を通して、コンプライアンスに反する事案が発生した場合には、調査委員会を立ち上げ不正を調査し、適切に対応します。(No. 130)

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ハラスメントに対する相談窓口やその対応等について、フレッシュャーズセミナー、ガイダンスでの説明及びパンフレットの配布を通じて学生などに周知・啓発します。また、ハラスメントに対する対応を適切に行うなど、人権侵害のない良好な就学・就業環境の維持・向上を図ります。(No. 131)
- ハラスメント相談の適切な対応のために、相談員向けの研修を実施します。(No. 132)

3 施設整備に関する目標を達成するための措置

- 社会の一構成員としてキャンパスの「カーボンニュートラル」への取り組みを進め、本学の環境マネジメントシステムと連動しながら、資源の消費量、廃棄物の削減を行い、CO2排出量年間1,000トン以下の達成に向けて取組みます。(No. 133)
- 施設設備について、長寿命化やユニバーサルデザイン化を考慮して、保全・改修を計画的に行います。(No. 134)

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 新型コロナウイルス感染症対策など、危機管理において、危機対策本部会議を迅速・的確に運営し対処します。(No. 135)
- 災害発生時に対応するために消防計画に基づき教職員及び学生に対して効果的な訓練を実施します。(No. 136)
- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「鳥取県個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な管理を行います。(No. 137)
- 本学情報セキュリティポリシーに基づいて、情報システムの整備・運用を行うとともに教職員、その他本学情報システムを利用する委託業者等に対する研修等を行います。(No. 138)

VI 予算、収支計画及び資金計画

大学経営にあたっては、戦略的な取り組みや施設設備の改修に目的積立金を充当するとともに、常に優先順位に基づいた予算編成、諸支出の点検、見直し、収入の拡大等を図ることにより、決算において剰余金が生じるよう最大限努力します。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、地方独立行政法人法に基づき適切に処理するとともに、目的積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善のために充当します。

VIII 新生公立鳥取環境大学運営協議会の規程で定める業務運営に関する計画

1 施設及び設備に関する計画

Ⅲ 5 (1) に記載

2 出資譲渡その他の方法により、鳥取県及び鳥取市から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

3 人事に関する計画

I 1 (2)、Ⅱ 3 (1)、4 に記載

4 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途

Ⅲ 4. 5 に記載

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位:百万円)

区 分	金額
収 入	
運営費交付金	873
自己収入	817
授業料及び入学金、検定料収入	794
財産収入	7
雑収入	16
受託共同研究等収入	7
寄附金収入	8
補助金等収入	211
目的積立金取崩	160
合 計	2,076
支 出	
教育研究経費	551
一般管理費	147
人件費	1,152
受託共同研究等経費	7
寄附金事業費	8
補助金等事業費	211
年度余剰	0
合 計	2,076

2. 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	1,989
經常費用	1,989
業務費	1,756
教育研究経費	597
受託研究費等	7
役員人件費	33
教員人件費	731
職員人件費	388
一般管理費	140
減価償却費	94
臨時損失	0
収益の部	1,861
經常収益	1,861
運営費交付金収益	854
授業料収益	675
入学金収益	83
検定料収益	26
受託研究等収益	7
寄附金収益	8
補助金等収益	91
施設費補助金収益	0
財務収益	7
雑益	16
資産見返負債戻入	94
臨時利益	0
純利益	△128
目的積立金取崩額	128
総利益	0

3. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1,896
投資活動による支出	181
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	94
資金支出合計	2,171
資金収入	
業務活動による収入	1,797
運営費交付金による収入	873
授業料及び入学金、検定料による収入	795
受託研究等による収入	7
寄附金による収入	8
補助金等による収入	91
その他の収入	23
投資活動による収入	120
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	254
資金収入合計	2,171